沖縄市一般介護予防事業者募集要領

沖縄市　健康福祉部　介護保険課

地域支援担当

沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業者募集要領

１．募集の趣旨

沖縄市では、高齢者一人ひとりの生きがいやQOL向上を目指し、一般介護予防事業を実施している。事業実施にあたり、沖縄市の求める事業内容に最も適する事業者を公平性かつ適正な選定を行うことを目的として、委託事業者の公募を実施する。

２．応募教室数及び開始時期

教室の種類	実施期間・回数	教室開始時期（予定）
高齢者パワーアップ教室	3クール （1ｸｰﾙあたり：週2回、計24回）	令和9年5月以降
高齢者元気教室	5クール （1ｸｰﾙあたり：週1回、計14回）	令和9年4月中旬以降

＊教室単位で応募を受け付けるものとし、両教室への応募も可とする。

＊教室利用者の送迎も委託内容に含むものとする。

３．事業の概要

（１）事業名

一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

（２）委託名称

・高齢者パワーアップ教室委託

・高齢者元気教室委託

（３）事業内容

高齢者の日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促進し、一人一人の生きがいやＱＯＬ向上に効果のある運動器等の機能向上プログラム等の実施。

・令和9,10年度高齢者パワーアップ教室業務委託仕様書　参照

・令和9,10年度高齢者元気教室業務委託仕様書　参照

（４）委託期間及び開始時期

①契約期間

・高齢者パワーアップ教室

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日

・高齢者元気教室
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日

（５）提案上限額

教室の種類	１クールあたりの上限額	備考
高齢者パワーアップ教室	2,529,780 円 （税込み。第 1 クール及び第 2 クール） 2,517,900 円 （税込み。第 3 クール）	送迎含む
高齢者元気教室	1,588,400 円（税込み）	

＊提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。
＊この金額は、企画提案のためのであり、契約金額ではない。
＊利用者へ配布する沖縄市がんじゅう手帳作成費も含む。
＊沖縄市がんじゅう手帳は市のホームページよりダウンロードし、印刷した上で A4 のリングファイル等へ綴ること。（介護保険課地域支援担当窓口にてサンプル閲覧可。）

４．応募資格要件

応募者は次の条件を全て満たすものとします。

（１）応募する団体は、沖縄市内に事業所を有し、実際に事業の運営主体となる医療法人、通所介護事業所等であること。

（２）市が定める人員、設備及び運営に関する基準を満たし、業務仕様書に基づくサービスの提供ができること。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（４）介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

（５）国税、県税及び市税滞納のないこと。

（６）法人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

５．審査までの手続き

（１）質問の受付及び回答

本事業内容や応募要領等について質問がある場合は、質問書（様式 4）にて次のように行うこと。

①質問受付期間は令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 6 日

（金）16 時までとする。

②提出方法は電子メール（a42chiiki@city.okinawa.lg.jp）にて提出すること。未送達防止のため、担当者へ質問を送信したことの連絡を行うこと。

③電話や口頭での個別対応は行わないものとする。

④質問への回答方法は市公式ホームページにて公開する。

⑤最終回答は令和 8 年 11 月 13 日（金）とする。

（２）応募申請及び提案書の提出

①提出書類

提出書類	教室名	様式
１．応募申込書	高齢者パワーアップ教室	様式１－１
	高齢者元気教室	様式１－２
２．実施希望の調査票	共通	様式１－３
３．申込事業者の概要	共通	様式２
４．企画提案書	高齢者パワーアップ教室	様式３－１
	高齢者元気教室	様式３－２
５．見積書	共通	任意様式 ＊複数事業へ応募する場合は、各々の見積書を提出すること。
６．企業・団体・法人に関するパンフレット、定款		
７．国税及び地方税の滞納のない証明書（正本１部）		

②提出期間・時間

令和 8 年 11 月 17 日（火）から令和 8 年 11 月 24 日（火）

午前 9 時から午後 5 時まで（土日及び台風等による閉庁日は除く）

③提出部数　正本１部

副本７部（資料７についてはコピーを添付）

沖縄市健康福祉部　介護保険課　地域支援担当

（沖縄市役所　地下２階　介護保険課）

⑤提出方法

持参による提出とする。郵送による提出は受け付けない。

⑥提出に関する留意点

ア．提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、指定の用紙をつけ、全書類に通しのページ数とインデックス(※)を付し、表題「令和9、10年度高齢者パワーアップ教室委託事業者申込書」又は、「令和9、10年度高齢者元気教室委託事業者申込書」と法人名（団体名）を明記すること。

(※)インデックスには、上記①提出書類の様式名(例:様式１－１、様式２など)を記入する。

イ．提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ．提出締め切り後は、提出書類の訂正、追加、変更を認めない。

エ．書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

オ．応募する担当圏域ごとに、必要書類を提出すること。

カ．提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

キ．パワーアップ教室、元気教室どちらも応募する場合については、教室ごとに必要書類を提出すること。(資料６、７についてはコピー可)

６．審査及び選定について

沖縄市介護予防事業委託事業者選定委員会設置要綱における作業部会において、６（３）審査項目に基づき書類審査及び面接審査を行いその結果をもって、選定委員会にて教室ごとの優先交渉権者を選定する。

（１）選定方法

①書類審査の合計点数が基準点（６割）を上回り、かつ上位３事業所以内が面接審査の対象とする。

②１教室に複数応募事業者がいる場合は、書類審査及び面接審査どちらも基準点（６割）を上回り、かつ合計得点が最高得点の事業者を優先交渉権者とする。

③採点が同点の場合は、面接審査の得点が高い事業者を優先交渉権者とする。

④書類審査、面接審査どちらも同点の場合、人員配置の項目の合計が高い事業者を優先交渉権者とする。

⑤応募資格要件を満たしていない応募者については、書類審査及び面接審査は行わないものとする。

（２）面接審査について

①日時

令和8年12月24日（木）午後に実施予定。

（予備日：令和8年12月25日（金）午後）

＊日時については、提出書類に基づき、応募資格要件の確認及び書類審査を行った後、各応募者へメールにて令和 8 年 12 月 4 日までに通知する。

②場所

沖縄市役所　＊詳細については後日、通知する。

③方法

ア．応募書類（様式 3）の内容に沿ってプレゼンテーションを行った後、質疑応答を行う。（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度）。

※高齢者パワーアップ教室と高齢者元気教室の 2 教室を応募する法人については、プレゼンテーションの時間を 5 分延長し 20 分以内とする。

イ．パワーポイント、動画等を活用し実施してよいものとする。ただし、応募書類以外の追加資料の提出は認めない。

ウ．機器（パソコン等）を利用する場合には、大型ディスプレイと延長コード以外の機材を持参すること。

エ．出席者は、提案の実施責任者や実際に業務に携わる責任者等の 3 名までとする。

（３）審査項目

次の審査項目を踏まえ審査を行う。

項目	内容
法人概要	・法人理念、運営方針、委託に適した法人であるか
法人実績	・介護予防事業等の実績
運営の基本理念	・事業の運営方針、基本方針（介護予防事業）について ・職員の資質向上を図るための取組について
人員確保	・理学療法士、作業療法士、または健康運動指導士等の運動指導員（2名以上）の確保（見込み）及び配置計画があるか ・保健師または看護師（1名以上）の確保（見込み）及び配置計画があるか ・その他運動補助員（1名以上）体力測定時のみの補助員（1名以上）の確保（見込み）及び配置計画があるか ・管理栄養士等、歯科衛生士等の確保（見込み）及び配置計画があるか
業務内容	・プログラムの構成について ・個別運動プログラムの実施方法について（高齢者パワ

	ーアップ教室のみ） ・保健指導の実施方法について ・セルフマネジメントの習得に向けた支援について ・家庭での役割や介護予防活動、社会参加を促す取組について
管理体制	・送迎体制について ・事故の対応と防止等体制について ・個人情報の保護・管理について ・事業所内部及び市、関係機関との連携について
事業者独自の提案	・仕様書に記載のない事業者独自の効果的な提案

（４）審査結果の通知

選定委員会の審査結果後、令和９年１月中旬以降に審査実施者全員に対して個別に通知する。

（５）優先交渉権者

①優先交渉権者は、次の７．契約に関する事項を踏まえ、決定を受けることにより受託事業者となる。

※よって、最終的な契約額と提出された見積額は必ずしも同額とならない点に留意する事。

②優先交渉権者と協議が整わない場合、次点の交渉権者と協議を行う。

③優先交渉権者が辞退する場合は、決定通知から５日以内に書面（任意様式）にて市に報告すること。

７．契約に関する事項

（１）見積徴取の相手先として特定

優先交渉権者を、本契約に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施する。ただし、次のいずれかに該当し、優先交渉権者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再選定する。

ア．優先交渉権者が地方自治法施行令第167条の４第１項または第２項に規定するものに該当することとなったとき。

イ．優先交渉権者が､沖縄市から指定停止を受けることとなったとき。

ウ．優先交渉権者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。

エ．優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

オ．その他の理由により優先交渉権者と請負契約が不可能となったと

き。

（２）請負契約金額

請負契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

（３）業務委託実施条件

提案書に記載した配置予定従事者は、特別の理由により受託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

８．再公募

受託事業者の選定ができなかった場合、その他の必要がある場合は、再公募を行う。

９．応募に係るスケジュール（予定）

下記の日程は予定であり、変更になる場合がある。

内容	日程
募集要領の告示開始	令和８年 11 月 2 日(月)
質問受付期間	令和８年 11 月 2 日(月)～11 月 6 日(金)
質問の最終回答日	令和８年 11 月 13 日(金)
企画提案書提出期間	令和８年 11 月 17 日(火)～11 月 24 日(火) 午前９時から午後５時まで
面接審査日	令和８年 12 月 24 日（木）又は 25 日（金）予定
選考結果通知	令和９年１月中旬
委託契約締結	令和９年１月後半
事業実施	令和９年４月

１０．提出先・問合せ先

沖縄市役所　健康福祉部介護保険課　地域支援担当

電話：098－939-1212（内線 3093、3086）

E-mail：a42chiiki@city.okinawa.lg.jp

担当：當眞、髙江洲、長嶺